

## 憲法

	論 点	出題形式
第1問	海外渡航の自由	個数、対話、判例の趣旨
第2問	内閣の法律案提出権	組合せ、学説
第3問	司法権の独立	組合せ、対話

### 【本年度の特徴】

- ① 第1問については、正答率が7.3%と低迷している。問われている論点自体は典型的な論点であるが、個数問題であることに加えて、正確に判例の要旨を押さえていないと軒並み判断し難い肢で構成されているためだと考えられる。
- ② 第2問については、平17年第3問で同じ論点の問題が出題されている。肢ウの判断が多少難しかったかもしれないが、素直に当てはめをすることで解答できたのではないかと思われる。
- ③ 第3問については、肢オが平成16年第1問肢5で出題されているが、他の肢は初出の論点だった。しかし、肢アと肢イはテキスト等で補える範囲であり、肢ウは憲法76条3項の解釈に関する典型的な論点である。また、肢エも常識的に考えて判断できる。

### 【今後の対策】

- ① 出題実績のない人権についても、テキストや判例六法等に記載された範囲で、典型的な論点の判例は結論だけでなく、判例の要旨も正確に押さえておく必要がある。
- ② 憲法も過去問と同論点の出題に備えて、過去問をしっかりと演習する必要がある。
- ③ 条文の解釈に関する論点や純粋に条文知識を聞く出題は今後も出題可能性があると考えられるべきである。したがって、憲法についても条文学習を怠ってはならない。
- ④ 学説問題については、典型的な有名論点の問題の所在、その根拠、それに対する批判を正確に押さえておく必要がある。

## 刑法

	論 点	出題形式
第 24 問	故意	組合せ、判例の趣旨
第 25 問	住居侵入罪等	組合せ、判例の趣旨
第 26 問	不法領得の意思	組合せ、判例の趣旨

### 【本年度の特徴】

- ① 今年度の刑法については、全般的にやや難しいとの印象を持った受験生が多いのではないだろうか。第 26 問は過去問知識の範囲で判断が可能であったが、第 24 問と第 25 問は過去問知識だけでは肢が切れなかった感がある。今年の刑法は、根拠が分からないまま感覚で解いて、何となく 3 問正解できた受験生と 1 問しか正解できなかった受験生に分かれるものと思われる。
- ② 第 24 問の肢エや第 26 問の肢ウのように、根拠となる判例を知らなくても常識的な判断で何とか正解できる肢もあった。

### 【今後の対策】

- ① 今後、過去に出題実績のない判例を題材とした問題に対応するためには、試験の現場で刑法の基本的な考え方や各罪の構成要件（条文）から自分で考えて当てはめをすることができる力を養成する必要があると考えられる。そのためには、総論については刑法の基本的な理論を、各論については各罪の構成要件（条文）を正確に学習しなければならない。
- ② しかし、今後も今年のような出題が続くとは限らないので、刑法に時間を割けない場合は、最低限、過去問学習を徹底し、答練・模試で未出題の判例知識を補充するという学習が他の科目との兼ね合いから有効であろうと思われる。

## 民事訴訟法、民事保全法、民事執行法

	論 点	出題形式
第1問	管轄・移送	個数
第2問	補助参加	組合せ、対話、判例の趣旨
第3問	確認の訴え	組合せ、判例の趣旨
第4問	主要事実・間接事実	組合せ、対話、判例の趣旨
第5問	証拠調べ	組合せ、対話
第6問	保全異議・保全取消し	組合せ
第7問	担保不動産競売	組合せ

### 【本年度の特徴】

#### ① 民事訴訟法

ア 第1問については、肢アと肢イの判断が難しかったと思われる。また、個数問題であったことから、正答率は41.8%となっている。今年度に限った話ではないが、本試験では午前の部も午後の部も第1問目に受験生の意表を突くような問題が配置されることが多い。第1問はとりあえず飛ばしてしまい、調子が出てきたら戻って解くというのも受験上の戦略の1つである。

イ 第2問については、問題の形式が今までになかったものである。問題を見た瞬間、面食らった人も多いのではないだろうか。正答率も43.6%となっており、受験生の心理状態を反映しているとも言える。しかし、問われていること自体は過去問・条文レベルの基本的な内容である。問題の形式に惑わされず、冷静に対応できたかが重要である。

ウ 第3問については、肢アと肢エが過去問既出の論点であった。第4問、第5問については、テキスト・過去問・条文をきちんと学習していれば簡単な問題だったと思われる。

#### ② 民事保全法

全ての肢が過去問・条文レベルで構成されている。確実に正解したい問題である。

#### ③ 民事執行法

肢ア、肢イ、肢エは過去問でも頻出の論点である。民事執行法は年度によって難易度の差が大きいですが、今年度のように過去問・条文の知識で解ける時は確実に正解したい。

### 【今後の対策】

- ① 民事訴訟法については、まず手続の流れと民事訴訟の基本的な考え方（例：処分権主義、弁論主義）を押さえることが先決である。その上で、過去問と条文で細かな内容を押さえるようにして欲しい。民訴の判例については、最低限、手持ちのテキストに記載されているものや答練等で出題されたものは押さえておきたい。

- ② 民事保全法、民事執行法についても、手続の流れを押さえた上で、過去問の範囲で条文の知識を正確に押さえておいて欲しい。

#### 司法書士法、供託法

	論 点	出題形式
第 8 問	司法書士、司法書士法人の業務	組合せ
第 9 問	金銭、有価証券、振替国債の供託	組合せ、対話
第 10 問	供託金払渡請求権の消滅時効	組合せ
第 11 問	執行供託	組合せ

#### 【本年度の特徴】

##### ① 司法書士法

肢イ、ウ、オが過去問既出の論点であり、肢アとエも基本的な条文知識で対応できるものであった。正答率も 81.8%と高く、確実に正解したい問題である。

##### ② 供託法

ア 第 9 問については、肢ア、イ、ウが過去問既出の論点であり、この 3 つの肢を正確に判断できれば肢の組合せから正解を導くことができた。

イ 第 10 問については、肢ア、イ、ウが過去問既出の論点であり、肢エも類似の論点が過去問で平成 17 年第 9 問で出題されている。

ウ 第 11 問についても、肢ア、イ、ウ、オが過去問既出の論点であり、肢エも類似の論点が過去問で平成 12 年第 10 問で出題されている。

#### 【今後の対策】

司法書士法と供託法については、テキスト・条文・過去問を使って、必要最小限の範囲を繰り返し学習することが重要である。この 2 つの科目は学習経験者であっても手が回っていない人もいるかと思われるが、合格のためには手を抜けない科目であることを再認識して欲しい。